

## 第Ⅱ章 私立大学における内部質保証システム（PDCA サイクル）

### 1. 内部質保証システム（PDCA サイクル）の重要性

#### （1）学位授与を含む国権の負託

大学には、学問の自由のために、自主的自律的に教育研究活動を行う権利が認められている。われわれは、このことについて日常特に意識することはない。だが、生得的であるかのような大学の存在や大学教育を行う権利は、社会から大切な権限を負託されているものであることを大学人はもっと意識すべきであろう。

なぜなら、大学は、学問の発展を期して自由な立場から学問を行う証として、学位授与を含む三つの権利を国から負託されているからである（鳥居泰彦, 2004）。それらは、①教育の場を開設する権限、学校設置の権限、②教育という活動を行う権限、③学位・資格を授与する権限であり、法令によって明確に裏付けられている。大学設置基準は、大学が大学として存在する最低基準の要件を規律したものであるが、一方、社会にとってみれば、大学が設置され、そこで行われる大学教育を学校法人に負託する際の「信託証」であるともいえる。

負託された権限である以上、社会の信頼に応えることは、大学が果さなければならぬ義務である。大学は自ら教育の質を保証し、学習成果の適切な評価を基盤とした学位の質を保証する責任がある。自主自律を掲げる大学が、自ら整備し機能させるべき内部質保証システム（PDCA サイクル）を求められる大本の理由はここにある。

#### （2）質保証システムとは

##### （2）－ 1 質保証システム

質保証システムとは何を示すのか。広い意味での質保証システムについて、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）の第4章で次のように述べている。

「我が国の大学教育においては、大学の新設や組織改編に際しての設置認可・届出、設置計画の履行状況調査、認証評価機関による定期的な第三者評価、個々の大学の自己点検・評価、情報公開といった仕組みにより、教育の質の保証と向上が図られている。他方、大学・大学団体等が連携・協同して教育活動等に取り組むことにより、大学教育の質を維持・向上する様々な取組が進められている。本章では、これらの質保証システムのあり方について述べる」（4章前文下線筆者、以

下同じ)。

「制度上、自己点検・評価は、大学設置基準の大綱化に伴って各大学の努力義務となり、以後、平成11年度には義務化された。有効な自己点検・評価は第三者評価制度が有効に機能する前提条件であり、恒常的な質保証にとって欠かせない」

(4章3項自己点検・評価)。

前段では、設置認可や第三者評価など他律的な質保証システムとともに自主的な自己点検・評価、情報公開をあげている。なかでも自己点検・評価は、個々の大学が行う内部質保証システムとして重要視され、第三者評価の前提条件としても有効に機能することが期待されていることがわかる。次に内外の質保証システムの概要を整理する(図表1)。

図表1 質保証システムの概要

	外部質保証				内部質保証
	文部科学省	認証評価機関	学協会	大学団体	各大学
事前評価	設置認可・届出				
事後評価	設置計画履行状況調査 ↓ 計画履行管理・指導	認証評価 ↓ 自己点検・評価の質保証 質向上支援 社会への説明	分野別評価 ↓ 国際的通用性検証 質向上支援	相談・助言 各種調査 情報提供 試行プログラム 政策提言 ↓ 質向上支援	自己点検・評価 情報公開 ※ ↓ 質向上実現 説明責任達成
	法制度下の取り組み		自主的な取り組み		

※ 自己点検・評価、情報公開は法令に基づく

法制度の枠組みから距離をおく私立大学団体では、各大学の相談・助言、質向上にかかわる各種調査の実施と情報提供、ネットワークの形成、先導的な教育プログラムの試行、文部科学省をはじめ、各方面への政策提言などの自主的な活動を通して、私立大学の教育の質向上を支援している。学協会では、専門分野別評価の実施またはその検討を通して専門教育の国際的な通用性を検証し、各大学の質向上の支援に努めている。

## (2) - 2 質保証

質保証が果たされているとはどのような状態をいうのか。大学基準協会大学企

画立案委員会報告書「内部質保証システムの構築に向けて」〔2009（平成 21）年 1 月〕は、何をもって大学の質保証がされているのかは必ずしも明確でないが、質保証という言葉の使われ方として、およそ次の四つのレベルが考えられているとしている。

第 1：大学もしくは大学院の設置認可時の遵守事項が守られていること

第 2：大学の掲げる使命・目的が達成されていること

第 3：社会が一般的に期待している教育成果（学士力等）が認められること

第 4：国際的通用性のある教育研究が行われていること

質保証がなされている状態とは、第 1 の条件を満たすのはもちろん、「第 3 を基礎条件とし、第 4 を目指しながら、各大学が自らの特色を活かして定めた設置目的と使命を達成することが、大学の質の保証になると考えてよい」とする。言い換えれば、質保証のために各大学は、教育課程に即した学習成果の創出、国際的に通用する教育研究の指向、使命・目的を具現化する教育研究の展開といった教学経営を求められているのである。

さらに、自己点検・評価はそれ自体が目的ではなく、内部質保証の手段としてある。自己点検・評価は、その結果を改革改善へつなげることが重要であり、それは PDCA サイクルを機能させることによって可能となる、と指摘している。

### （2）－ 3 質保証の対象

質保証の対象として何をより重視すべきであるのか、整理しておきたい。改正教育基本法〔2006（平成 18）年〕には、大学の役割として、これまでの「教育」「研究」に加え、新たに「社会貢献」が明記された。三者は、知的誠実性、公正性、知的共同体を特質とする大学の多面性を浮き彫りにしている。社会貢献は、社会的な存在としての大学の性格を強調しており、研究とともに質保証の対象に含まれる。

にもかかわらず、大学本来の目的を考えると、より重視すべき質保証の対象は「教育」である。学士課程教育答申をはじめ、多くの答申書や建議書、報告書の関心は、多様化と国際化が進んでいる時代背景の中で、大学教育のあり方に向けられている。研究や社会貢献以上に、学位の保証する能力や、学位そのものの国際的通用性が問われている大学教育に、われわれは目を向けなければならない。

### (3) 学士課程教育答申の問題意識

学士課程教育の質保証は、学士課程教育答申の第4章に独立して取り上げられ、答申のポイントとなっている(図表2)。

その背景には次のような問題意識があるとする。一つは、学士課程教育は「21世紀型市民を幅広く育成する」という公共的な使命を果し、社会の信頼に答えていく必要がある。二つ目は、「学習成果を重視する」という国際的

な流れの中で、「教育の中身の充実を図っていく」必要がある。三つ目は、学士課程の入口では、大学全入時代を迎え「教育の質保証システムの再構築」が迫られる。出口では、「職業人としての基礎能力の育成」「創造的人材の育成」が強く要請されている。四つ目は、教育の質の維持・向上を図る観点から「大学間の協同」が必要となっている。

また第1章では、「学士の質の保証を図るために必要なのは、第一に、大学間の健全な競争環境の中で、各大学が自主的な改革を進めることである。第二に、大学による自律的な知的共同体を形成・強化し、大学間の連携・協同や大学団体等の育成を進めることである。」と述べる。

ここに一貫して流れている主張は、「各大学における教育の質向上の取り組み」、「学位を与える課程(プログラム)中心の考え方への転換」、「学習成果重視による教育内容の充実」について、各大学と大学団体等の主体的な意識改革を求めていることである。主体性を尊重された大学人は、内部質保証システムを整備し、教学マネジメントをしっかりと機能させる責任を負っている。

### (4) 学士課程教育において育成する資質・能力

学士課程教育が「21世紀型市民の育成」を目標としていることは先に述べた。市民社会の担い手は、「課題探求能力」を一層求められるとの基本的な考え方が答申の底流にある。また産業界の求める能力は、「汎用的な基礎的能力」であるとの認識に立っている。学士課程教育答申は、学士課程共通の学習成果の参考指針として、次のような「学士力」を提示している。

「知識・理解」：専攻分野に関する基本的な知識・理解、自己存在の関連付け

「汎用的技能」：知的活動や職業生活や社会生活に必要な技能

図表2 学士課程教育答申の構成

1章	現状認識と改革の基本方向
2章	学士課程教育における方針の明確化 1節 学位授与の方針 2節 教育課程編成・実施の方針 3節 入学者受入れの方針
3章	教職員の職能開発
4章	公的・自主的な質保証の仕組みの強化
5章	基盤となる財政支援

「態度・志向性」：自己管理能力、チームワーク、リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力

「統合的な学習経験と創造的思考力」：知識・技能・態度の総合的活用能力、課題解決能力

21世紀は、科学技術の進歩に伴い、知識が大きな価値を持つ知識基盤社会に向かうと少なからぬ識者が指摘してきた。井村裕夫(2004)は、「知識社会における大学」の中で「知識社会ではもちろん平均教育レベルは一層高くなければなりません。(中略)知識社会では突出した能力を持った創造性のある人材が、より一層求められます」と述べている(図表3)。

図表3 社会の変化と求められる人材

	近代工業社会	知識社会
特徴	ものづくり	知識づくり
人材	高い平均教育レベル	より高い平均教育レベル 突出した人材
職業	協調性 研究者と技術者 組織帰属	個性 研究者, 専門職, 技術者 独立性
教育	単線型 平均化, マニュアル化 企業内教育	複線型 個性化 リカレント教育

井村裕夫「知識社会における大学」IDENo.462号より転載

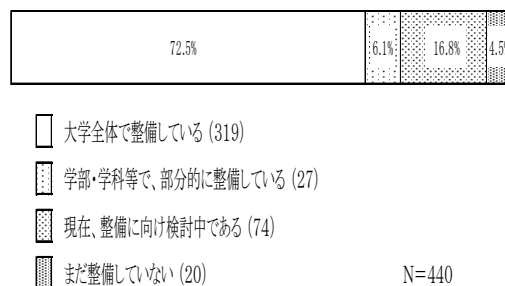
「学士力」にあげられた基礎的汎用的能力や創造的思考力、課題解決能力は、知識社会において井村の指摘する「突出した」「個性的」な人材、「専門性」「独立性」の高い職業、「複線型」「個性化」「リカレント型」の教育が指向する能力と符合している。また先の能力は、現実の社会に生きる力の育成を目標とする教養教育の目指すところと重なる部分が多い。図表3の類型は、各大学が、育成する人材を内部質保証システムによって計るときの目標になるのではなかろうか。

## 2. アンケート結果にみる内部質保証

### (1) 点検・評価体制

私立大学における教育の質保証の実態はどのようなものであるか。それを学士課程教育答申が出される以前に連合会が行ったアンケート結果からみてみたい。各大学の内部質保証の基盤である自己点検・評価は、大学設置基準により義務化されて以来、その体制が整備され実質的な取り組みが行われてきている。しかし、現行の点検・評価体制は、教育の質保証という総合的な観点

図表4 質保証にかかわる点検・評価体制の整備

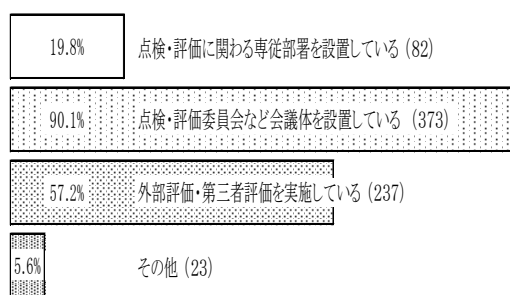


からみた場合、さらに整備する必要のあることがアンケートからうかがえる。「貴学における教育の『質の保証』にかかわる点検・評価体制は整備されていますか」（Q28-1）という設問に対し、「1. 大学全体で整備している」72.5%、「2. 学部・学科等で、部分的に整備している」6.1%、「3. 現在、整備に向け検討中である」16.8%との回答であった（図表4）。これらを合わせた95.4%の私立大学が、「質保証」を十分に意識した点検・評価を指向しており、点検・評価体制の整備の必要性を感じていると考えられる。

「具体的にどのような点検・評価体制が構築されていますか [複数回答可]」（Q28-2）との設問に対しては、「点

検・評価委員会などの会議体の設置」90.1%、「外部評価・第三者評価の実施」57.2%、「専従部署の設置」19.8%と続く（図表5）。「その他」には、従来の点検・評価の枠組みを超えた新たな施策や制度の構想・実施例も報告されている。①年度初頭に「教育ヴィジョン」を策定・発表し、年度末にその達成度の検証、②教育の質保証等の社会的要請に応えるための「教育改革総合指標・行動計画」の策定・運用、③認証評価に対応した点検・評価室を常設の大学機関調査組織（IR）に発展（研究中）、④大学のみならず同一法人が設置する他の学校種を包括した点検・評価体制の構築、などである。これらは、質保証に向けた各大学の新たな胎動を感じさせる。

図表5 点検・評価体制の実際（複数回答可）



N=414

## (2) 教育課程実践上の改善点

教育課程実践上の改善点について回答してもらうことにより、各大学が直面している学士課程教育の課題も把握された。

「貴学の学士課程教育の適切な実行のために、現在整備が不十分であって改善すべき点がありますか」（Q29-1）との設問には、91%の大学が改善点があるとし、改善点がないとする回答は、9校 2.1%に過ぎなかった（図表6）。これは各大学が、学士課程教育を適切に実行するにあたり、何らかの問題を抱えており、改善に向けて意識していることを表している。

図表6 教育課程実践上の改善点



N=430

上記の設問を受けた「改善すべき点について具体的に記述してください」(Q29-2)には、教育上のさまざまな課題があげられた。①カリキュラムの整備(157件)、②教員評価の実施、教員の意識改革、FDの実質化(44件)、③学力達成度の測定・評価方法の確立と厳正な成績評価・成績評価基準の明確化(33件)、④単位の実質化、GPA制度の実施・活用(31件)、⑤三つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)の確立(23件)、⑥卒業時の学力到達度の適切な評価と、それに呼応する入学時の適切な学力担保(16件)、⑦質保証体制・PDCAサイクルの確立とFDとSDの連携による質保証(16件)などである。これらの課題を着実に解決し、教育の質保証に取り組もうとしている各大学の様子がうかがえる。

### (3) 教育施策の効果の測定

教育効果の測定については、アンケートのQ7、Q8、Q15、Q19、Q20、Q21でも質問してきたが、多くの場合、測定方法は十分に開発されていないと判断された。Q30では教育効果の測定をPDCAサイクルとのかかわりで尋ねてみた。その結果、効果測定が十分になされているとする大学は、国家資格取得にかかわる教育課程を実施している数例に過ぎず、ほとんどの大学は、効果測定に苦慮し有効な測定方法の開発に努めていることがわかった。知識・技能などは定量化しやすいが、動機、態度、志向性、価値などにかかわる場合は極めて困難であるというのが共通した回答である。

しかし、各大学とも、PDCAサイクルを実効あるものにするために、新たな教育効果測定方法の開発に意欲的であり、次のような提言が寄せられている。①具体的で検証可能な定量的教育目標・教育達成度を評価し、厳格な成績評価システムを策定して、これを測定する(41件)、②GPAと外部試験のリンクを確立し、GPAに基づいた効果測定方法を開発する(30件)、③卒業生の社会活動状況評価に基づいて教育効果を測定する(18件)、④国内的あるいは国際的基準に基づく学士スタンダードや学問分野別のフレームワーク、すなわち共通の「物差し」を作成して学習到達度を測定する(14件)、⑤ディプロマ・ポリシーを明確にして大学卒業時の知的能力を測定し、社会的に認知される卒業判定を行う(10件)、⑥学生の具体的な目標指針となる学習ベンチマークを設定し、そのエビデンスとしてのポートフォリオとの有機的な連携を強化する(10件)などである。今後、教育効果測定方法を開発するときの参考になるであろう。

### 3. 内部質保証システム（PDCA サイクル）の構築と運用

#### (1) 内部質保証システムの備えるべき要件

自己点検・評価は、それ自体が目的ではなく、点検・評価の結果を改善につなげていくことに本旨がある。自ら定めた目標と実行した結果の「差異を分析」し、次なる改善に向け

て具体的な内容を伴う「改善策」を立て、それを実施していくことこそ自己点検・評価が本来意図するものである。計画（P）実行（D）評価（C）改善（A）のサイクルを通して、より高い次元の改善を達成できるよう、またその改善が中期目標・中期計画

の一道標となるよう、PDCA サイクルを不断に回転させることが、内部質保証システムを適切に機能させていることとなる。高次を目指す円環運動であるために、計画（P）実行（D）評価（C）改善（A）の各段階は次の要件を備えていなければならない。

それらは、①現状の的確な把握に基づく「適切かつ具体的な目標の設定」、②目標達成を可能にする「具体的で妥当な実施計画の立案」、③実施計画段階で明らかにしておくべき「適切な手段・方法」「計画の細部に及ぶ構造化」「実行後の評価事項、評価項目、評価指標、評価基準」、④実施計画を全うするためのしっかりとした「実行管理体制」、⑤評価にあたっての「権限と責任をもった評価体制」、⑥評価結果を正しく受け止め「改善策を立案し次につなげるフィードバック体制」である。評価結果は、大学の意思決定者がそれを有効に活用することにより、一層価値を増す。そのためには、⑦評価結果を実践に活かす「教学マネジメント体制」の整備も不可欠である。学士課程教育答申にも「大学に期待される自主的な質保証の改善方策」が掲げられており（図表7）、上述の各項と比較参照していただきたい。

図表7 大学に期待される自主的な質保証の改善方策

改善方策	取組例
自己点検・評価のための自主的な評価基準・評価項目の設定、運用	自己点検・評価基準策定の促進 ※1 質保証体制の構築・運用の検証 ※2 適切な自己点検・評価周期の設定 学位プログラムの外部有識者評価
明確な達成目標設定の下での自己点検・評価の実施	改善に向けた取り組み内容の明示 達成目標設定の際の学習成果測定指標、卒業生評価指標の導入 実証的な調査分析のための専門職員の確保
教育研究等の情報の自主的な公表	在学生数データなどの公表 公的助成の教育研究成果の公表 海外に向けた情報発信の強化
大学コンソーシアムにおける相互評価の自己点検・評価への導入	

学士課程教育答申第4章「具体的な改善方策」を要約

※1, ※2 は認証評価機関に期待されている取り組み



## (2) PDCA サイクルの要点

### (2)－1 目標・計画の立案

目標・計画の立案にあたっては、「大学自身の資源の把握」がその後の円滑な PDCA サイクルを左右する。目標・計画の前提となる大学自身の人的物的資源、その他有形無形の資源を把握することを通して、目標は確かなより具体的なものとなる。さらに、目標を掲げる上で重要な点は、「限られた期間内に達成が可能かどうかの判断」である。資源の把握と達成可能性の推定は、目標の立案以前に行うべきポイントである。このような過程を経て立案した実施計画は、「活動内容、手順、方法」を備え、計画の細部にわたっての「構造化」を求められる。それが目標達成の実現性を高めることになる。

### (2)－2 評価事項、評価項目、評価指標、評価基準の設定（立案時の問題）

評価においては何を評価しようとするのか、大学は「評価事項」と「評価項目」をまず明らかにしなければならない。評価事項・評価項目は、目標・計画に対応して設定することになる。評価事項・評価項目が定まったら、それらと関連付けた「評価指標」を開発する必要がある。過去の実績から裏付のある「評価基準」も備えなければならない。このように上位の目標から計画、そして評価事項、評価項目、評価指標、評価基準といった下位の要素へのブレイクダウンを経て、評価の尺度は準備ができたといえよう。

### (2)－3 評価の四つの次元（評価時・改善時の問題）

評価には、大学としての基礎的条件の整備状況を評価する「インプット評価」、大学の取り組んでいる活動・作業の質量と成果・努力量を評価する「プロセス評価」、活動によって生み出された外形的な結果や数値量を評価する「アウトプット評価」、目標に対する達成度（質、水準）を評価する「アウトカム評価」の四つの次元があることはよく知られている（**図表 8**）。

近年、成果重視の考え方からアウトカム評価が重視されている。だが、アウトカムを生み出すインプット、プロセス、アウトプットもそれぞれ重要な評価カテゴリーである。四つの評価次元には、**図表 8**のような特性がある。したがって、前述の「評価指標」は、評価の各次元によって変わらなければならないし、おのおのに対応させてこそ生きた指標となる。

図表 8 評価の四つの次元

評価次元	内容	特性	指標例
インプット評価	大学としての基礎的條件の整備状況	初期投入条件、定量的	教育研究組織、教育課程、開講授業科目、教員組織、講義室・研究室等の施設、教育研究設備、図書資料・図書館、学生相談・支援体制、情報基盤、FD 組織、管理運営組織、財政基盤、情報公開の仕組みなど
プロセス評価	大学の取り組んでいる活動、作業の質量と成果、努力量	形成的成果、定性的	入試方法の改善、授業形態の工夫、教育指導法改善の取り組み、講義・演習・実験実習等の教育活動とその成果、研究活動の内容とその成果、FD 活動の内容とその活動量、地域連携や国際連携の内容・活動量など
アウトプット評価	活動によって生み出された外形的な結果や数値量	実行結果、定量的	受験者・合格者・入学者数、履修登録科目数、受講者数、進級者・留年数、課外活動参加率、学生相談件数、卒業生数、就職・進学者数、学位授与数、研究論文数、特許数、競争的資金獲得額、連携協定数など
アウトカム評価	目標に対する達成度（質、水準）	達成成果、定性的	入学目的の合致度、学習システム満足度、授業内容満足度、教育施設満足度、学習目標適切度、学習支援体制充実度、図書館資料・サービス充実度、学生相談満足度、進路支援満足度、大学サービスの卒業生満足度など

アウトプットは、インプットとプロセスによって生じる結果であり、活動の実行結果を示す外形的な数値で表される場合が多い。アウトカムはアウトプットによって生じる成果（変化の集積）であり、数値化できない定性的な項目が目立つ。だからアウトカム評価はアウトプット評価に比べてあいまいで測定しにくい面がある。

にもかかわらず、アウトカム評価が重視される傾向にあるのは、教育活動の実行結果であるアウトプットが即能力形成などの内実の目標達成を意味しないからである。大学がいかに教育を行ったか（実行した結果）ではなく、いかに学生が学習し成長したのか（達成できた成果）を、実質的にもたらされた成果を問われているからである。また、わが国も参加を表明した OECD の「AHELO（高等教育における学習成果の評価）の実現可能性についての調査」など、教育の質保証を求める国際的な潮流もこの傾向を強める要因として働いている。

定性的で計測が難しいとされるプロセス評価とアウトカム評価については、学

習者の視点を取り入れることが欠かせない。当初の入学目的と教育目標との適合性、学習目標の適切性、専攻分野の知識を統合した固有の学問体系の理解度、学習支援体制の満足度、自己成長の実感度などに対する評価を在學生と卒業生から行ってもらい、それらを分析評価して改善策に活かしていくことが必要である。

### (3) 私立大学の教育の質保証にかかわるアウトカム評価の柱

私立大学はそれぞれが掲げる建学の精神の下、わが国の学部学生の約 80%の教育に携わり、未来社会の担い手である多様で有為な人材を社会に輩出してきている。固有の使命・目的を持つ高等教育機関として多様な学習背景を持つ学生を受け入れ、専門分野の教育に携わり、教育の質の改善に取り組んでいる。「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」ことが期待され、その教育力が問われているなか、さまざまな改革改善の努力を通して、学生教育を充実させてきている。それらの取り組みはアンケート結果によく表れている。

しかし、学習者の立場に立ったとき、真に学習者の学習を生み出してきただろうか、入学時の目的を達成できているだろうか、学習と大学生活を通じた自己成長を実感できているだろうか、学士課程教育答申を前にすると改めてこれらの自問が飛び交うのである。学習者のアウトカム重視に沿って、私立大学の教育の質保証を考えると、自己点検・評価に据えるべき柱は次のように整理できるのではないかと考える。

- ①建学の精神を強く意識しているか（または十分に説明できるか）
- ②教育方針・内容は現代社会の要請に応えるものであったか
- ③専攻分野の専門的能力が身に付いているか
- ④21 世紀型市民に必要な「学士力」が身に付いているか
- ⑤到達目標は上記の能力・態度を育成する上で適切であったか

### (4) 内部質保証体制の整備

内部質保証の取り組みの基本は、自己点検・評価と情報公開である。2-(1)で述べたように、アンケートに寄せられた私立大学の点検・評価体制の回答は、「点検・評価委員会等の会議体」が多数であった。「専従部署の設置」にも集まっていた。

内部質保証を実現するためにどのような点検・評価体制をとるかは、おのそのの大学が考えるべきことである。その際大事な点は、PDCA サイクルを確実に機能させることが求められているのであるから、恒常的に点検・評価を維持できる体制を整備すること、さらに言えば自己点検・評価を日常の取り組みとして行える

ような体制を構築することである。学内における組織の位置付け、組織編制、業務範囲、権限などを整備し、それに見合った教職員を配置することである。ここでも教職員の意識改革が求められている。

アンケートには、大学機関調査組織（Institutional Research、以下 IR）を研究中との回答もみられた。IRは、大学に対する質保証の要求の高まりに伴い、注目されている組織である。アメリカでは、連邦への報告、地域認証評価機関への自己評価報告書の提出、学生の学習成果の評価などを扱っている。IRについて山田礼子（2008）は、「各大学内の教育研究活動に関する調査研究活動や管理部門であり、かつ経営そのものにかかわるさまざまな情報の入手とその分析を行い、組織管理の改革支援を行っている」部門と定義している。今後、わが国でどのように定着するかは未知数であるが、そのような動きがあることを記述しておく。

#### 【引用・参考文献】

- 民主教育教会「現代の高等教育：教養教育再考」IDENo.407, 1999（平成11）年4-5月。
- 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）」1998（平成10）年10月。
- 絹川正吉「大学基準の日米比較」大学評価研究第3号, 2003（平成15）年6月。
- 日本私立大学連盟「私立大学教員倫理綱領」2003（平成15）年。
- 鳥居泰彦「教育改革と大学のあり方」IDENo.462, 2004（平成16）年8月。
- 井村裕夫「知識社会における大学」IDENo.462, 2004（平成16）年8月。
- 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像について（答申）」2005（平成17）年1月。
- 小湊卓夫「大学の組織運営改善における成果指標の有効性」名古屋高等教育研究, 2005（平成17）年。
- 生和秀敏「評価報告書から見た第I期中期目標・中期計画の問題点と課題」国立大学法人計画・評価ハンドブック, 2007（平成19）年。
- 山田礼子「高等教育研究とInstitutional Research（IR）」日本高等教育学会, 2008（平成20）年1月。
- 圓月勝博「エビデンスとメソッド」IDENo.504, 2008（平成20）年10月。
- 民主教育教会「現代の高等教育：『学士課程教育』答申案を読む」IDENo.505, 2008（平成20）年11月。
- 日本私立大学団体連合会「学士課程教育の質向上に関するアンケート結果」2008（平成20）年12月。
- 中央教育審議会「学士課程教育の構築について（答申）」2008（平成20）年12月。
- 大学基準協会大学評価企画立案委員会「内部質保証システムの構築に向けて」2009（平成21）年1月。
- 小方直幸「アウトカムアセスメントの可能性」IDENo.509-510, 2009（平成21）年1-2月。
- 日本能率協会「大学経営評価指標」